

議案第49号資料

鶴ヶ島市手数料条例新旧対照表

改正後		現行	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
事務の種類	金額	事務の種類	金額
1～18 略	略	1～18 略	略
19 建築基準法第7条第1項又は第18条第20項の規定に基づく建築物に関する完了検査	略	19 建築基準法第7条第1項又は第18条第16項の規定に基づく建築物に関する完了検査	略
20 建築基準法第88条第1項において準用する同法第7条第1項又は第18条第20項の規定に基づく工作物に関する完了検査	略	20 建築基準法第88条第1項において準用する同法第7条第1項又は第18条第16項の規定に基づく工作物に関する完了検査	略
21～37 略	略	21～37 略	略
38 長期優良住宅法第5条第1項から第5項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請（同法第6条第2項の規定による申出を伴う申請に限る。）に対する審査	前項に定める金額に、17の項の定めるところにより算定した金額を加算し、建築基準法第6条の3第1項又は第18条第5項に規定する構造計算適合性判定（以下「構造計算適合性判定」という。）の実施の申出を伴う場合は、構造計算適合性判定を要する一の建築物ごとに次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を更に加算して得た額 (1)～(2) 略	38 長期優良住宅法第5条第1項から第5項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請（同法第6条第2項の規定による申出を伴う申請に限る。）に対する審査	前項に定める金額に、17の項の定めるところにより算定した金額を加算し、建築基準法第6条の3第1項又は第18条第4項に規定する構造計算適合性判定（以下「構造計算適合性判定」という。）の実施の申出を伴う場合は、構造計算適合性判定を要する一の建築物ごとに次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を更に加算して得た額 (1)～(2) 略
39～68 略	略	39～68 略	略
備考 略		備考 略	